重　要　事　項　説　明　書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第5条に基づいて、当事業があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第１　事業者

事　業　者　名　称	社会福祉法人　鳴海福祉会
主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市緑区滝ノ水１丁目３０１番地
法　人　種　別	社会福祉法人
代　表　者　氏　名	近藤　寛
電　話　番　号	０５２－８９６－３２２３

第２　ご利用事業

事　業　の　種　類	小規模保育事業Ａ型
事 業 所 の 名 称	ヒルズウォーク徳重園
事 業 所 の 所 在 地	名古屋市緑区元徳重１丁目５０５番地
管　理　者　氏　名	本田　香織
連　絡　先	電　話　０５２－８９３－６８１１ ＦＡＸ　０５２－８９３－６８１１

第３　事業の目的・運営方針

ヒルズウォーク徳重園（以下、「当事業所」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及びなごや子ども条例（平成20年名古屋市条例第24号）の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児（以下、「園児」という。)の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

（1）　当事業所は、入所する園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。

（2）　当事業所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行います。

（3）　当事業所は、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

（4）　当事業所の保育士は、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、園児を保育するとともに、園児の保護者に対する保育に関する指導を行います。

第４　施設・設備等の概要

敷　　地	敷 地 全 体	７３．１３㎡		
	屋外遊戯場	敷 地 内	０㎡	
施　　設	構　　造	鉄骨造５階建		
	延 べ 面 積	７３．１３㎡		
設　　備	設　　備	乳 児 室	保 育 室	調 理 室
	居　室　数	１室	２室	１室

第５　利用定員

認　定　区　分		利　用　定　員
３ 号 認 定	満１歳以上	１１人
	満１歳未満	１人

第６　連携施設

当事業所では、下表のとおり連携施設を設定しています。

連携施設の種類	幼保連携型認定こども園
連携施設の名称	滝の水保育園
連　携　内　容	卒園後の受け皿としての支援（１人分）、嘱託医による健康診断等、代替保育に関する支援、保育の内容に関する相談、指導、合同保育の実施、屋外遊技場の利用
連携施設の種類	幼保連携型認定こども園
連携施設の名称	水広保育園
連　携　内　容	卒園後の受け皿としての支援（３人分）、嘱託医による健康診断等、代替保育に関する支援、保育の内容に関する相談、指導、合同保育の実施、屋外遊技場の利用
連携施設の種類	保育所
連携施設の名称	春華しろつち保育園
連　携　内　容	卒園後の受け皿としての支援（２人分）
連携施設の種類	保育所
連携施設の名称	LIFE SCHOOL 鳴海駅前
連　携　内　容	卒園後の受け皿としての支援（１人分）、嘱託医による健康診断等、代替保育に関する支援、保育の内容に関する相談、指導、合同保育の実施、屋外遊技場の利用

第７　職員の配置状況

当事業所では、「名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年名古屋市条例第 58 号)」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職　種	員数	常勤	非常勤	備　　考
事業所長	1	1	―	
保育士	※	※	※	※利用定員により変動があり、配置基準以上とします。
嘱託医	1	―	1	
歯科医	1	―	1	

第８　職員の勤務体制

勤　務　体　制		備　　考
早番	７：３０　～　１６：３０	※時差勤務、研修や週休２日制による週休等のため、クラス担任が異なることがあります。 ※職務の都合上、異なる勤務時間帯となることがあります。
	８：００　～　１７：００	
日勤	８：３０　～　１７：３０	
遅番	９：００　～　１８：００	
	９：３０　～　１８：３０	

第９　保育を提供する時間



（1）　当園のコア時間(原則的な保育時間)は８：３０～１６：３０です。
ただし実際に保育を提供する日及び時間は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、管理者との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

（2）　保育時間短時間認定にかかるコア時間外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は上記の範囲内で延長保育を提供致します。延長保育は別途料金が発生致しますのでご了承ください。

（3）　保護者が休みなどで在宅している園児の保育時間は、原則として保育要件に欠ける状態であることから、上記の表の全体保育時間内とします。また、当日の連絡先が通常と異なる場合もあるため、休日であることをお知らせください。

（4）　心身に障害のある園児の保育時間は、その園児の発達や実情に応じて定めてまいりますのでご相談ください。

第１０　保育を提供する日

認　定　区　分	保育を提供する日	休　園　日
３　号　認　定	月 曜 日 ～ 土 曜 日	日曜日 国民の祝日 年末年始（１２月２９日～１月３日）

第１１　提供する保育の内容

当事業所は、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

（1）　当事業所の保育理念

ア　子どもひとりひとりの最善の利益を守り、家庭的な保育を実践する。

イ　家庭との連携を密にして共に育児を支えていく。

（2）　当事業所の保育方針

ア　養護と教育を一体とし、子どもの健全な心身の育成を図ります。

イ　家庭と協力し、子どもの育ちを支えます。

ウ　保健的で安全な環境を作り、快適に生活できるようにします。

エ　地域とともに、社会に生きる子どもたちを育てます。

オ　子どもの人権を大切にします。

（3）　当事業所の保育目標

～心身ともに健全な子ども～

ア　自分のことは自分でしようとする子ども。

イ　健康な身体をもつ子ども。

ウ　友だちを大切にする子ども。

エ　自分で考え感じ行動できる子ども。

オ　意欲的で創造性豊かな子ども。

（4）　給食の提供

・外部搬入による手作りの給食を食べます。（搬入元　滝の水保育園）

・保育運営課栄養士が作成した献立を基に実施し、各家庭にも毎月献立表を配布します。離乳食（中期食以降）、食物アレルギー対応食も提供します。食物アレルギーがある場合は、医師の指導に基づきご相談させていただきますので、お申し出ください。

（5）　産休あけ保育

働く保護者が出産後も継続して勤務できるように、産休あけ（生後５７日目）からの保育を実施しています。

（6）　年間行事計画

月	行　　事　　（＊保護者参加行事）
４月	＊入園式（新入園児・年度途中入園児）　・慣らし保育（新入園児）
５月	＊保育参観
６月	・歯科検診　・SIDS 訓練
７月	・七夕会　＊夏祭り　・夏季保育　＊個人懇談会（２歳児）
８月	・夏季保育　＊個人懇談会（０・１歳児）
９月	・防災訓練　＊運動会ごっこ
１０月	・内科検診　・ハロウィンパレード
１１月	・不審者訓練
１２月	・冬季保育　・クリスマス会　・年末休暇
１月	・年始休暇　・アレルギー誤飲訓練　＊公開保育（2 歳児）
２月	・豆まき会　＊公開保育（０・１歳児）
３月	・内科検診　＊卒園式（２歳児）

※誕生会・身体測定・避難訓練は随時実施します。

※下線の行事は、土曜日に開催します。土曜日開催行事の午後は家庭保育にご協力をお願いします。
　また、卒園式につきましては、２歳児以外のご家庭は家庭保育にご協力をお願いします。

（7）　デイリープログラム（一日の流れ）

平　日		土 曜 日	
時間	活　動	時間	活　動
7:30	開門・保育準備　早朝保育	7:30	開門・保育準備　早朝保育
8:30	順次登園	8:30	順次登園
	・異年齢で交流しながら自由遊びをします。		
	おやつ　朝の会		
9:30	計画にそった活動	9:30	おやつ　活動
10:00	・散歩、リズム、造形、音楽、集団遊び等。		・異年齢交流保育として、
	給食		室内で自由遊びをします。
	午睡		
11:30	目覚め	11:30	給食
12:30	おやつ　帰りの会	12:00	順次降園　午睡
14:30	順次降園		
15:00	夕刻保育	15:00	目覚め　おやつ
15:30	・室内で自由遊びをします。		
16:30		16:30	夕刻保育
18:30	保育終了・閉門	18:30	保育終了・閉門

第１２　利用料金

利用料金につきましては、翌月１０日までにゆうちょ銀行の自動払込によりお支払いください。

（1）　保育にかかる利用者負担額（利用料）

名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

（2）　延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、名古屋市が定める利用料をお支払いただきます。

（3）　保育の提供に要する実費に係る利用者負担額等

上記に掲げる利用料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

（4）　滞納について

上記３項にかかる費用について２ヶ月を超える滞納がある場合、督促状を交付いたします。３ヶ月を超えてなお滞納が続く場合は、保育の契約解除、財産差し押さえを含めた行政処分の検討をさせていただきます。

第１３　利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

（1）園児が満３歳に到達して最初の３月 31 日を迎えたとき

（2）園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき

（3）その他、当事業所の利用を継続することが困難な事由があるとき

第１４　病気・けがへの対応

（1）嘱託医

医療機関の名称	かみさわクリニック
医　師　名	鈴木　眞砂
所　在　地	名古屋市緑区神沢１－２００７
電　話　番　号	０５２－８７７－６６４７

（3）災害共済給付制度への加入

当事業所では、園児には、(独）日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度へ加入していただくため、入所時は加入に同意書を提出していただき、一年ごとに掛金（別表参照）をいただきます。これにより、保育時間中のけが及び通常通りの通園経路でのけが（第三者行為は除く）の治療費などが一定額以上の場合、給付金が支給されます。

（4）施設賠償責任保険

東京海上日動火災保険㈱の「ほいくのほけん・こどもえんのほけん」に加入しております。万一の事故等の場合は本保険制度に応じて補償させていただきます。

第１５　防犯、事故防止のための措置

当事業所は利用園児の安全を確保するため、施設内の施設･用具等の安全管理及び自主点検、毎月の避難訓練の実施、不審者対応の訓練を行っています。

第１６　虐待の防止のための措置

当事業所は利用園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任すると共に、職員に対し研修を実施します。

第１７　非常災害対策

<table>
<tr><td>暴風警報発令時</td><td>・保育時間中に発表された場合…状況に応じてできる限り早くお迎えにきてください。
・保育時間外に発表された場合…午前６時現在発令されており、継続が予想される場合は、登園を見合わせてください。
・保育時間中に解除された場合…登園前に本市域に暴風警報が発令されていて、通常の保育時間に解除された場合は、施設の安全確認と職員の参集後、受け入れを行います。</td></tr>
<tr><td>施設が所属する地域に
避難指示（警戒レベル４）発表時
高齢者等避難（警戒レベル３）発表時
防災気象情報の
レベル５特別警戒発表時
レベル４危険警報発表時</td><td>・保育時間中に発令された場合…解除されるまで休園となりますので、状況に応じて速やかにお迎えにきてください。
避難指示発令の場合は、きっずノートの配信・伝言ダイヤルおよび園に避難場所を掲示します。
（※ただし、レベル４危険警報のみ発表されており、避難情報が発令されていない場合は、暴風警報と同様の取り扱いとする。）
・保育時間外に発令された場合…解除されるまでは休園となります。
（※ただし、レベル４危険警報のみ発表されており、避難情報が発令されていない場合は、暴風警報と同様の取り扱いとする。）
・保育時間中に解除された場合…登園前に当園が所在する地域に避難指示（警戒レベル４）等が発令されていて、通常の保育時間に解除された場合は、施設の安全確認と職員の参集後、受け入れを行います。</td></tr>
<tr><td>南海トラフ地震に関連する情報</td><td>情報の内容により、家庭保育やお迎えをお願いする場合もあります。ご家庭の判断で登園を見合わせていただいても構いません。</td></tr>
<tr><td>避難訓練</td><td>避難訓練は毎月１回実施します。職員は、AED の使用方法や心肺蘇生法の確認、救急救命講習会等にも積極的に参加します。</td></tr>
<tr><td>非常災害用備蓄</td><td>園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めます。</td></tr>
</table>

第１８　乳幼児突然死症候群（SIDS）

何の前触れもなく眠っている間に亡くなってしまう原因不明の病気の総称です。原因となりうるものに「周囲の喫煙」「暖めすぎ」「うつぶせ寝」「人工乳」と言われております。当園でも午睡時には呼吸のチェックをして常に目の届くようにしております。ご家庭でもお気を付けください。

第１９　緊急時の対応方法

（１）　園児に体調の急変等、緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先または医療機関（嘱託医等）への連絡を行います。

（２）　緊急連絡

アプリ災害時や行事決行・中止のお知らせなどは連絡アプリ（きっずノート）を活用します。緊急時には、伝言ダイヤルを利用する場合もあります。

第２０　苦情等の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当事業所苦情相談窓口	苦情解決責任者　　管理者　本田　香織 苦情受付担当者　　主　任　早川　好美
苦情受付相談第三者委員会	第三者委員　　竹内　清 電　話　０５２－８１１－７０５２ ＦＡＸ　０５２－８１１－７０４２ ＜受付＞ ９：００～１２：００、１３：００～１７：００ （土・日・祝・年末年始を除く）

第２１　提携サービス

（１）　リトミック（特定非営利活動法人　リトミック研究センター）

・０～２歳児　課外授業

（２）　キッズビュー　（日本標準教育研究所　㈱日本標準　日本ソフト開発㈱）

・総合保育事業支援システム

（３）　きっずノート（有限会社　ゼンポ）

・総合連絡アプリ

（４）　icuco（icuco 株式会社）

・１歳未満対象　午睡チェックセンサー

（５）　手ぶら登園（BABY JOB 株式会社）

・食事用エプロン　　・おむつ、おしり拭き月額定額サービス（任意加入）

（６）　そだちえ（リコー）

・写真動画販売システム（任意利用）

第２０　その他留意していただきたいこと

（1）　登降園は保護者の方が責任を持ち、決められた時間を守って送迎しましょう。

（2）　出入口の扉およびゲートにつきましては、挟み込み防止のため、開閉は保護者の方が行ってください。また、登降園時は職員へお声がけのうえ、iPad にて登降園受付を行っていただき、操作は必ず保護者の方が行ってください。

（3）　アプリの「連絡帳」に健康状態等をご入力のうえ、「お迎え時間届」とあわせて当日の登園前までに送信してください。また、園から配信されるお知らせや連絡帳には、必ず目を通してください。

（4）　欠席される場合は、当日９時までに電話連絡およびアプリの「欠席遅刻連絡」にて必ずご連絡ください。土曜日の出欠席の連絡につきましては、当日８時までとします。お迎えの方、登降園時間に変更がある場合は、事前にご連絡ください。

（5）　普段と勤務地が違う場合や在宅勤務日、お休みの日に利用する場合は、連絡先や保育時間が異なるため、口頭や連絡帳で必ずお知らせください。

（6）　朝、おおむね３７．５℃以上の熱があるなど身体に異常が見られるときは、保育中に症状が進行することが多いので、登園を見合わせていただきますようお願いします。下痢、咳、嘔吐など体調不良の症状が多く見られる場合も、お子さんの体調面を考慮し、なるべく大事を取っていただくようお願いします。

登園後に体調不良が見られる場合には、家庭保育のお声かけをすることがあります。お子さんをお預かりするにあたり、体調面についてのご理解ご対応をよろしくお願いします。

※別紙「登園を控えたい症状について」をご参照ください。

（7）　降園時のお支度は各ご家庭にお願いしております。汚れた衣服やタオルなど、忘れ物のないようお持ち帰りください。また、嘔吐物や下痢便で汚れた衣服は、集団感染にもつながるため園内で洗えません。トイレ壁のフックにかけてありますので、お持ち帰りをお願いします。

（8）　園で薬を飲ませることは原則として禁止されていますが、やむを得ず持参する場合は、きっずノートの「投薬依頼書」に必要事項を記載、処方箋を添付し、薬は直接職員へ手渡ししてください。

※別紙「薬について」をご参照ください。

（9）　当事業所での写真・ビデオ撮影は、個人情報保護の点からも、ＳＮＳやブログ等、家庭以外に許可なく出さないようにして下さい。また、通常保育での撮影はご遠慮いただき、行事等で撮影されるときは進行の妨げにならないようにご注意下さい。

（１０）駐車場及び駐車に関するご案内

隣接するユメリア徳重支所の民間駐車場をご利用ください。（２４時間利用可、２時間無料、以降30 分毎 100 円）バスターミナルの停留所や近隣に路上駐車する送迎はご遠慮ください。

車に関するトラブルについては園で責任を取れませんので、徹底のご協力をお願いします。

※この重要事項説明書の内容は、令和８年９月現在の情報です。